

宇部市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う若者の定住と市内産業の人材確保を支援するため、大学等に進学し在学中に奨学金の貸与を受けていた者に対して、予算の範囲内で宇部市奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程を置くものに限る。)その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、その他市長が認めるものをいう。
- (3) 中小企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し市内に事務所又は事業所を有するもの、又はこれと同等であると市長が認める事業者で業種分類は別表1のとおりとする。
- (4) 正規雇用 次に掲げる要件の全てに該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間に定めのない労働契約を締結していること。
 - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (5) 定住 本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、大学等を卒業または修了し、令和6年4月以降に市内に就業した者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 毎年10月1日を基準日とし、市内に住所を有する者
- (2) 毎年10月1日を基準日とし、正規雇用により中小企業等に就業又は市内で一次産業に従事又は市内で起業している者。ただし、公務員または医師は除く
- (3) 申請があった日から10年以上継続して本市に定住する意思を有する者

- (4) 最初に補助金を申請する年度の初日において、年齢が満30歳未満である者
- (5) 奨学金を遅滞なく返済している者
- (6) 市税等の滞納がない者
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (8) 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金を申請する年度中に返還すべき奨学金を返還した額及び予定額とし、上限額は別表2のとおりとする。ただし、国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けているときは、奨学金を返還した額及び予定額から当該補助金等の額を控除した額を支給するものとする。

- 2 複数の大学等において奨学金の貸与を受けている場合の補助金額は、卒業又は修了した大学等ごとに算出した額を合計した額とする。
- 3 補助金額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金額には奨学金の返還に係る利子相当額は含めないものとする。

(補助金の申請期間)

第5条 補助金の交付対象者は、当該者が最初に補助金を受けた年度から起算して10年度目までの間、毎年度補助金の交付を申請することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年11月1日から同年12月15日までの期間に、奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - (1) 卒業証明書(ただし、2年度目以降の申請においては省略することができる。)
 - (2) 奨学金借入額が証明できるもの(ただし、2年度目以降の申請においては省略することができる。)
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 就業証明書(様式第1号の2)
 - (5) 市税の納税証明書
 - (6) 返還開始から申請日まで奨学金を遅滞なく返済していることが確認できる通帳の写し等
 - (7) 国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けて

いるときは、当該補助金等の額を確認できる書類の写し

(8) 確定申告書その他一次産業に従事していることが分かる書類の写し(市内で一次産業に従事している場合)

(9) 登記事項証明書、法人の設立等に関する申告書その他その事業を営んでいることが分かる書類の写し(市内で起業している場合)

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査の上、補助金交付の可否を決定し、奨学金返還支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は奨学金返還支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 交付対象者は、前条の決定に係る補助金を請求するときは、奨学金返還支援補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合には、その旨を奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告・調査への協力)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、奨学金の返還状況等に関して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 交付対象者は、前項の状況の報告及び調査に協力しなければならない。

(関係書類の整備等)

第11条 交付対象者は、補助金の交付対象となった奨学金の返還に係る書類等を整

備し、補助金の交付が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長から提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 補助金の交付に係る準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1(第2条第3号関係)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
福祉・医療	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の福祉・医療法人 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の福祉・医療法人 及び個人

別表2(第4条第1項関係)

年度	上限額
1年度目から 5年度目まで	12万円
6年度目から 9年度目まで	8万4千円
10年度目	6万4千円